

令和 7 年 10 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

臨時会会議録

令和 7 年 10 月 6 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年10月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

令和7年10月6日（月）午後1時開議

○議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期決定について

（日程追加）議長の辞職について

（日程追加）議長の選挙

（日程追加）副議長の辞職について

（日程追加）副議長の選挙

日程第4 承認第4号から議案第17号までの上程

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

（和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について）

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて

（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて

（令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号））

日程第8 認定第3号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第14号 令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第15号 令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）

- 日程第12 議案第16号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第14 議案第18号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第15 請願第3号 次期保険料の引き下げを求める請願書

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (30名)

1番	古川祐典君	2番	薮浩昭君
3番	杉本博美君	4番	板橋真弓君
5番	一ノ瀬敦子君	6番	松本隆史君
7番	加藤喜則君	8番	大石元則君
9番	堂脇光弘君	10番	三栖慎太郎君
11番	藤井基彰君	12番	東芝弘明君
13番	野口恭久君	14番	新谷英一郎君
15番	赤井洋子君	16番	栗田佳樹君
18番	龍神初美君	19番	辻村昌宏君
20番	玉置一郎君	21番	黒井美晴君
22番	原田覚君	23番	堀辰雄君
24番	溝口耕太郎君	25番	松井孝恵君
26番	堀谷伸二君	27番	勝山則子君
28番	久原拓美君	29番	佃奈津代君
30番	阪上博行君	31番	仲江孝丸君

○欠席議員 (1名)

17番 谷畑進君

○説明のため出席した者

広域連合長	三浦 源吾 君	副広域連合長	中山 正隆 君
副広域連合長	岡本 章 君		
事務局長	田伏 密宏 君	業務課長	藤田 裕之 君
総務課長	中田 智也 君	総務課班長	岸 達 君
総務課班長	後藤 美恵子 君	業務課 課長補佐兼班長	尾藤 寿彦 君
業務課班長	小林 明子 君	業務課班長	楠見 範子 君

○職務のため出席した者

書記長	藤田 啓仁	書記	津村 直希
-----	-------	----	-------

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから令和7年10月6日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告します。和歌山市の芝本和己議員、同じく和歌山市の奥山昭博議員、橋本市の堀内和久議員、御坊市の松本隆史議員、紀美野町の伊都堅仁議員、九度山町の山下晴夫議員、広川町の中井准議員、由良町の玉置一郎議員、すさみ町の岡本克敏議員、那智勝浦町の藤社和美議員から当議会議員を辞職したい旨の、願い出がありましたので、地方自治法第292条において準用する同法第126条の規定により、これを許可いたしました。

また、田辺市の福榮浩義議員、岩出市の玉田隆紀議員、印南町の堀口晴夫議員、太地町の久原拓美議員、串本町の吉村聰一郎議員は、選挙母体であります、各市町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、あらためまして、辞職及び離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議会議員に、和歌山市の古川祐典君、同じく和歌山市の藪浩昭君、橋本市の板橋真弓君、御坊市の松本隆史君、田辺市の加藤喜則君、岩出市の三栖慎太郎君、紀美野町の藤井基彰君、九度山町の野口恭久君、広川町の栗田佳樹君、美浜町の龍神初美君、由良町の玉置一郎君、印南町の黒井美晴君、すさみ町の堀谷伸二君、那智勝浦町の勝山則子君、太地町の久原拓美君、串本町の仲江孝丸君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため、発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 皆様こんにちは。広域連合長を務めています、御坊市長の三浦でございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会10月臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から、当広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も、本年度で18年目を迎えました。この間、本県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初の約13万5,000人から、本年4月には約17万6,000人に増加しております。今年度は、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、被保険者数はピークを迎えつつあります。

後期高齢者医療制度においては、現役世代の相対的な減少に伴う医療保険制度改革によ

り、高齢者の負担は増加を続けており、また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度の導入が決定をしてございます。また、給付面では、令和8年度の診療報酬改定に向けた議論のほか、高額療養費制度の見直しに係る協議が続けられているところであります。

このような中、本年度は令和8年度、9年度の後期高齢者医療保険料の改定を行います。令和6年度、7年度の保険料改定時に議員の皆様からご意見をいただきました、県の財政安定化基金をはじめとした財政支援について、7月4日、副広域連合長同席のもと、私から宮崎知事に要望を行ってまいりました。知事からは保険料改定に向け県と広域連合で丁寧に協議を行っていくとの回答がございました。保険料改定につきましては、議員の皆様に丁寧に説明をしてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施については、令和6年度から全30市町村が実施しております。高齢者的心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が行えるよう、広域連合としましても、より一層支援をしてまいります。

今後とも、市町村と連携をして保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るなど、被保険者の皆様が安心して適切な医療を享受し、健康で自立した生活が送れるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本議会臨時会におきまして、専決処分の承認案件のほか、令和6年度の一般会計及び特別会計決算の認定、令和7年度の一般会計及び特別会計補正予算などの諸議案を上程しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶といたします。本日は誠にご苦労様でございます。

○議長　　日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において13番、野口恭久君及び24番、溝口耕太郎君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長　ご報告いたします。令和7年9月22日付け、和広第416号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会臨時会に提出する議案が送付されております。

次に、令和7年2月14日付け、和広監第13号、同年3月19日付け、和広監第14号、同年

4月23日付け、和広監第1号、同年5月20日付け、和広監第2号、同年6月13日付け、和広監第3号、同年7月18日付け、和広監第5号、同年8月21日付け、和広監第6号、同年9月17日付け、和広監第7号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っており、写しはお手元に配付しております。以上でございます。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ご報告いたします。議長、杉本博美君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、杉本博美君の退席を求めます。

〔杉本議長 退場〕

○副議長 「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和7年10月6日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、杉本博美。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、阪上博行殿。

○副議長 お諮りします。杉本博美君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、杉本博美君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔杉本博美君 入場〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。議長に三栖慎太郎君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました三栖慎太郎君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました三栖慎太郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三栖慎太郎君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。三栖慎太郎君、登壇願います。

〔三栖議長 登壇〕

○議長 ご挨拶を申し上げます。ただいま皆様方のご推举をいただき、議長を仰せつかりました岩出市の三栖でございます。皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございますので、議員の皆様、そして職員の皆様、ご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○副議長 それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔阪上副議長 退席、三栖議長 着席〕

○杉本議員 議長、3番。

○議長 3番、杉本博美君。

〔杉本博美君 登壇〕

○杉本議員 議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年7月定例会におきまして、議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するに当たりましてあらためて議員各位に心から厚く御礼申し上げたいと思います。

今後は、この1年間の議長経験を活かし、一議員として努力して参る所存です。結びに、皆様方の益々のご活躍をご祈念申し上げ、議長退任の挨拶といたします。大変ありがとうございます。(拍手)

○議長 ご報告します。副議長、阪上博行君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、阪上博行君の退席を求めます。

[阪上副議長 退場]

○議長 「副議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。この度、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和7年10月6日、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、阪上博行。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、三栖慎太郎殿。

○議長 お諮りします。阪上博行君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、阪上博行君の副議長の辞職を許可することに決しました。

[阪上博行君 入場]

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に新谷英一郎君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました新谷英一郎君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました新谷英一郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新谷英一郎君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。新谷英一郎君、登壇願います。

[新谷副議長 登壇]

○副議長 ただいま皆様方のご推挙によりまして、広域連合議会副議長に就きました高野町の新谷です。三栖議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいります。つきましては、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○阪上議員 議長、30番。

○議長 30番、阪上博行君。

[阪上博行君 登壇]

○阪上議員 副議長の退任の挨拶をさせていただきます。先ほど、連合長のお話がありましたが、高齢者の負担増、少子化の進行、高齢者制度の見直しなど社会は今、様々な課題に直面しております。こうした中、私自身も微力ながら地域の発展と福祉の向上に寄与すべく、本年2月より定例会において皆様のご推挙を賜り、副議長の職を務めさせていただきました。

在任中は、議員各位をはじめ、関係者皆様の温かいご支援とご協力を賜り、副議長として責務を全うすることができました。心より感謝申し上げます。今後とも皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長 次に、日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めるについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について)」から議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めるについて」までの9件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 それでは、議案につきまして、概要説明させていただきますが、その前にお祝いを申し上げます。

先程の正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に岩出市の三栖議員、副議長に高野町の新谷議員がご就任されました。お二人のご就任を心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。何とぞ宜しくお願ひを申し上げます。

また、昨年7月から議長をお務めいただきました海南市の杉本議員、本年2月から副議長をお務めいただきました北山村の阪上議員に対しまして、広域連合並びに広域連合議会の運営にご尽力いただきましたことに、この場をお借りして、心から厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご厚誼をどうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、承認第4号から議案第17号までについて、その概要を一括してご説明申し上げます。

まずは、承認第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行った専決処分の承認でございます。

承認第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正などに伴い、所要の改正を行った専決処分の承認でございます。

承認第6号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」は、1億4,148万9,000円を増額補正した専決処分の承認でございます。

次に、認定第3号、第4号につきましては、令和6年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第14号、第15号につきましては、令和7年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては、7,329万8,000円を増額補正し、特別会計におきましては、31億1,114万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、条例関係でございます。議案第16号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」は、広域連合事務局職員1名を増員するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求ることについて」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項に3人と定められ、第12条第4項には、関係市町村の長のうちから、これを選任すると規定しております。副広域連合長は、3人のうち田辺市長の真砂充敏氏が、本年5月21日で任期満了となり、現在2人となっておりますので、改めて真砂充敏氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○議長 次に、当局から補足説明のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 事務局長の田伏です。それでは、補足説明をさせていただきます。

承認第4号「専決処分の承認を求ることについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について、令和7年3月17日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、改正を行ったものです。内容につきましては、新旧対照表でご説明します。

3ページをお開き願います。第1条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正です。第3条第1項第4号の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項が、第2条第10項に項番号が改正されたことによる改正です。

4ページをお願いします。第2条関係は、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正です。第2条第10項及び第12条第5項の改正も、同じく項番号が改正されたことによる改正です。

2ページにお戻りください。附則において、施行日は令和7年4月1日としています。

6ページをお開き願います。承認第5号「専決処分の承認を求めるについて」は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、令和7年8月20日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。本条例につきましては、令和6年8月8日の人事院報告に基づき、令和7年1月8日に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正及びその他所要の改正を行ったものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。

11ページをお開き願います。和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正です。第2条第4項は、法令番号の追加です。第8条第1項は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子に、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を追加するものです。第2項は、第1項の改正に伴う文言の整理等です。12ページをお願いします。第16条は、参照する条番号の改正に伴う改正です。第18条の2は、妊娠・出産を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員等に対する意向確認等を任命権者に義務付ける規定の追加です。13ページをお開き願います。現行の第16条の3及び第16条の4は、それぞれ第18条の3及び第18条の4と改め、第16条の3に規定していた「申告、請求又は申出」を「請求等」とする略称規定を、第18条の2に規定することに伴い、改正するものです。

15ページをお開き願います。和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の改正です。第1条は、育児休業法の規定の追加に伴う改正です。第2条及び第9条は、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例を定年条例と略称するものです。16ページをお願いします。第16条は、育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例における読み替えについて、所要の改正を行うものです。17ページをお開き願います。第18条は、部分休業をすることができない職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を削除するものなどです。第19条は、従前の部分休業が育児休業法の改正により、

第1号部分休業と改称され、また、勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱いが廃止されたことに伴う改正です。

18ページをお願いします。第19条の2から第19条の5についても、育児休業法の改正によるもので、第19条の2は、第2号部分休業が新設されたことに伴い、その承認に関する規定を追加するものです。第19条の3は、新設された育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までとする規定の追加です。第19条の4は、新設された育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間を、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする規定を追加するものです。第19条の5は、新設された育児休業法第19条第3項の条例で定める特別な事情についての規定を追加するものです。19ページをお開き願います。第20条は、第19条に規定していた部分休業の定義が、削除されたことに伴い、定義を追加するものです。第21条は、部分休業の承認の取消事由を第19条の5に規定する第3項変更をしたときと改正するものです。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。附則において、令和7年10月1日から施行し、附則第2条の規定は公布の日から施行する旨、規定しています。附則第2条では、勤務時間条例第18条の2第2項に規定する3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置は、条例の施行日前にも講ずることができ、その場合は、施行日以後措置が講じられたものとみなす旨の経過措置を規定し、附則第3条では、条例の施行日から令和8年3月31日までの間は、第19条の4に規定する「77時間30分」を「38時間45分」と、「10」を「5」と、読み替える経過措置を規定しています。

20ページをお開き願います。承認第6号「専決処分の承認を求めるについて」は、令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）について、令和7年9月2日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。

22ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ1億4,148万9,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ1,657億9,141万1,000円とするものです。内容につきまして、事項別明細書でご説明します。

25ページをお開き願います。まず、歳入です。第7款、第1項繰入金、第2目基金繰入金1億4,148万9,000円の増額は、歳出の国庫支出金等返還金の財源として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを増額するものです。

26ページをお願いします。次に、歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億4,148万9,000円の増額は、令和6年度後期高齢者交付金の精算に伴う返還金の計上です。この返還金の納付期限が令和7年9月30日であることから専決処分を行ったものです。

27ページ、28ページをお開き願います。一般会計及び特別会計の決算の認定でございますが、添付資料につきましては、「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」、地方自治法第233条第3項の規定による「令和6年度監査委員の決算審査意見書」及び同法同条第5項の規定による「令和6年度主要施策の成果等報告書」を提出していま

す。

認定第3号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」です。別添の「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」でご説明します。

決算書の2ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額3億8,727万2,030円です。4ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額3億7,414万8,221円です。6ページをお開き願います。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、1,312万3,809円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

8ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額1億9,018万1,000円は、構成30市町村からの事務費分賦金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金、収入済額878万7,958円は、保健師等の人事費などの財源として、国から特別調整交付金を受け入れたものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額1億7,578万1,000円は、事務費分賦金抑制財源として、一般会計に繰り入れたものです。第2項その他の会計繰入金、第1目特別会計繰入金、収入済額375万9,071円は、特別会計の事務費に係る剰余金を、財政調整基金に積み立てるため一般会計に繰り入れたものです。

第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額830万2,328円は、令和5年度からの繰越金です。10ページをお開き願います。以上の結果、合計3億8,727万2,030円の収入となります。

続きまして、歳出についてご説明します。12ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額221万2,560円は、広域連合議会の運営等に要した経費です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額2億1,095万544円は、職員の人事費及び広域連合事務局の運営に要した経費です。

16ページをお開き願います。第2目財政調整基金費、支出済額1,235万2,155円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る剰余金並びに基金運用利息の合計を財政調整基金へ積み立てたものです。

18ページをお開き願います。第4款諸支出金、第1項、第1目特別会計繰出金、支出済額1億4,844万1,000円は、特別会計事務費に係る財源として、財政調整基金を取り崩し、特別会計へ繰り出したものです。以上の結果、合計3億7,414万8,221円の支出となります。

22ページをお開き願います。ただいまご説明しました歳入・歳出の結果、実質収支額は、1,312万3,809円となります。

議案書にお戻りいただき、28ページをお開き願います。認定第4号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。

決算書24ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額1,674億6,189万6,971円です。26ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額1,643億8,494万2,201円です。28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、30億7,695万4,770円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

30ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額308億4,187万6,832円は、構成30市町村からの分賦金です。内訳としましては、事務費分賦金5億5,936万8,524円、保険給付費の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金131億5,262万8,796円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金129億9,785万3,094円、低所得者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金41億3,202万6,418円です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額396億772万6,579円、第2目高額医療費負担金、収入済額10億1,271万6,758円は、医療給付費に対する国の負担金です。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額3,208万6,000円は、健康診査実施に対する国からの補助金です。第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額1,023万4,202円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業への拠出金に対する国の補助金です。第3目調整交付金、収入済額154億3,412万1,042円は、広域連合間における被保険者の所得格差などによる財政の不均衡を是正するための普通調整交付金150億3,200万6,000円及び、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施や保険者インセンティブなどに対する特別調整交付金4億211万5,042円です。第6目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額191万2,000円は、被保険者証としてのマイナンバーカードの利用促進リーフレット作成などに係る補助金です。第9目円滑運営事業費補助金、収入済額139万5,000円は、標準システム上の独自システム改修に係る補助金です。

32ページをお開き願います。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額128億4,034万7,611円、第2目高額医療費負担金、収入済額10億1,271万6,758円は、医療給付費等に対する県の負担金です。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、収入済額626億4,606万4,000円は、医療給付費に係る現役世代からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものです。

第5款、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額9,629万2,339円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政への影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担して行う事業からの交付金です。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金、収入済額1億4,844万1,000円は、事務費に係る財源として財政調整基金を取り崩し、一般会計から繰り入れたものです。第2目基金繰入金、収入済額10億9,076万4,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金から、令和6年度分の保険料上昇抑制財源等として繰り入れたものです。

第8款、第1項、第1目繰越金、収入済額24億8,844万3,320円は、令和5年度からの繰越金です。

34ページをお開き願います。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金、収入済額1億7,943万2,621円は、交通事故等、第三者行為によって生じた医療給付に係る返納金です。第2目返納金、収入済額1,568万3,488円は、医療給付費の請求誤り等による返納金

です。不能欠損額8万1,300円は、地方自治法第236条に規定する消滅時効の完成によるものであります。以上の結果、合計1,674億6,189万6,971円の収入となります。

続きまして、歳出についてご説明します。36ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額22億2,822万3,891円は、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要した経費です。

38ページをお開き願います。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費、支出済額1,561億1,918万913円は、入院、入院外、歯科、食事療養費、調剤等の医療給付に要した費用です。第2目療養費、支出済額15億2,616万9,362円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の医療給付に要した費用です。第3目審査支払手数料、支出済額3億7,564万3,913円は、レセプト審査及び医療機関への支払業務に要した国保連合会への手数料です。第2項高額療養諸費、第1目高額療養費、支出済額15億4,435万2,056円は、1か月又は1年間に支払った医療費の一部負担金等の額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものであります。第2目高額介護合算療養費、支出済額1億7,738万241円は、1年間に支払った医療費と介護サービス費の一部負担金等の合算額が、自己負担限度額を超えた場合に支給したものであります。第3項葬祭諸費、第1目葬祭費、支出済額3億4,290万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った方に対して、定額3万円を支給したものであります。

40ページをお開き願います。第3款、第1項、第1目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額1億2,566万6,736円は、著しく高額な医療給付費の発生による財政への影響を緩和するため、全国の広域連合が共同負担して行う事業への拠出金です。

第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金、支出済額1億1,630万1,879円は、社会保険診療報酬支払基金への支出で、出産育児一時金に必要な費用の一部を負担するものであります。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額5億760万9,784円は、健康診査の実施に要した経費等で、医科健康診査、歯科健康診査及び人間ドック補助を実施したものであります。第2目その他保健事業費、支出済額2億940万9,896円は、重複・頻回受診者等、相談指導の委託に要した経費、また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業については、令和2年度より順次実施し、令和6年度は、新たに御坊市や湯浅町など2市9町を加えた30市町村への委託に要した経費です。

42ページをお開き願います。第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額10億9,446万816円は、保険料に係る剰余金及び基金運用利息の合計を後期高齢者医療給付費準備基金へ積み立てたものであります。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額1,317万3,800円は、過年度保険料の還付に要した経費です。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額375万9,071円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出したものであります。

第9款、第1項、第1目予備費につきましては、109万2,000円を第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金に充用しています。これは、基金を定

期預金で運用しておりましたが、急激な金利高騰により利息が増加し、受け入れた利息を基金へ積み立てる予算に不足が生じたため、予備費から充用したものです。以上の結果、合計1,643億8,494万2,201円の支出となります。

46ページをお開き願います。ただいまご説明しました歳入・歳出の結果、実質収支額は、30億7,695万4,770円となります。

48ページをお開き願います。財産に関する調書です。財産として保有しているものは、物品及び基金です。物品につきましては、令和6年度末の現在高は、療養費画像処理検索システム一式及び電算室入退出管理システム一式の計2点となっています。基金につきましては、財政調整基金及び後期高齢者医療給付費準備基金の2つの基金を設置しています。令和6年度末の現在高は、財政調整基金が、1億4,159万6,744円、後期高齢者医療給付費準備基金が、20億1,617万8,624円となっています。決算の説明は以上です。

続きまして、補正予算関係についてご説明します。議案書の30ページをお開き願います。議案第14号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出にそれぞれ7,329万8,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ3億848万4,000円とするものです。内容につきまして、事項別明細書でご説明します。

33ページをお開き願います。まず、歳入です。第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金53万2,000円の増額は、財政調整基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1,650万6,000円の減額は、主に特別会計における特別調整交付金などの受け入れにより、一般会計から特別会計への繰出しが減額となったことに伴い、その財源となる財政調整基金からの繰入れを減額するものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金7,615万円の補正額は、特別会計の令和6年度剰余金のうち、事務費に係るものを財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り入れるものです。

第5款、第1項、第1目繰越金1,312万2,000円の増額は、令和6年度の繰越金確定に伴うものです。

34ページをお願いします。次に、歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費9万9,000円の増額は、財務会計システム帳票改修費用を計上するものです。第2目財政調整基金費8,980万8,000円の増額は、特別会計からの繰入金7,615万1,000円、令和6年度の剰余金1,312万4,000円に、基金運用益の見込み増額分53万3,000円を加えたものを財政調整基金に積み立てるものです。

続きまして、36ページをお開き願います。議案第15号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出にそれぞれ31億1,114万3,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ1,689億255万4,000円とするものです。内容につきましては、事項別明細書でご説明します。

40ページをお開き願います。まず、歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金9,561万2,000円の増額は、令和6年度の療養給付費等に係る市町村分

賦金の精算に伴うものです。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目調整交付金7,858万2,000円の増額は、資格確認書の暫定運用の継続に伴うかかり増し経費等に対する交付金の追加です。第12目子ども・子育て支援事業費補助金2,501万9,000円の補正額は、子ども・子育て支援金に関するリーフレットの送付に対する補助金です。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金907万3,000円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金運用益が増額見込みとなることから、その差額を計上するものです。

第7款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金1,660万9,000円の減額は、特別調整交付金などの受け入れに伴い、不要となった一般会計からの繰入れを減額するものです。第2目基金繰入金1億5,748万7,000円の減額は、歳出の出産育児支援金が減額となったことに伴い、その財源である後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを減額するもの及び特別会計補正予算（第2号）において、国庫支出金等返還金の財源としていたものを、第8款繰越金に財源を振り替えるため、減額するものです。

41ページをお開き願います。第8款、第1項、第1目繰越金30億7,695万3,000円の増額は、令和6年度の繰越金確定に伴うものです。

42ページをお願いします。次に、歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費17億954万4,000円の増額は、マイナ保険証に関するリーフレット及び子ども・子育て支援金に関するリーフレットの郵送料、マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進等に係る経費のうち、市町村が支出するものに対する交付金、令和6年度医療給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金の計上です。

第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金1,599万8,000円の減額は、令和7年度出産育児支援金の確定によるものです。

第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金13億4,144万6,000円の増額は、令和6年度の保険料に係る剩余金と基金運用益の見込み増額分を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるものです。

第8款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金7,615万1,000円の補正額は、令和6年度の事務費に係る剩余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り出すものです。補正予算の説明は以上となります。

続きまして、条例関係についてご説明します。43ページをお開き願います。議案第16号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」について、ご説明します。本条例につきましては、被保険者数の増加に伴い、医療費の件数が制度発足当時から約1.5倍に増加していることなどから、業務量が増加しており、その対応のため、職員を1名増員する改正を行うものです。内容につきましては、新旧対照表にてご説明します。

45ページをお開き願います。第2条第1項第1号の広域連合長の事務部局の職員を「19人」から「20人」とするものです。改正後の条例の施行日は、公布の日です。

46ページをお開き願います。議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めるについて」は、広域連合長からの説明通りでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩をいたします。再開は午後2時15分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時15分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている9件のうち、まず、日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めるについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第4号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第5号「専決処分の承認を求めるについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第5号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、承認第6号「専決処分の承認を求めるについて（令和7年度和歌

山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第6号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、認定第3号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第3号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、認定第4号「令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。12番、東芝弘明君。

[東芝弘明君 登壇]

○東芝議員 質疑は7点です。

1つは、決算書のページ32から33ページをご覧ください。基金繰入金のところで、医療給付費準備基金繰入金10億9,076万4,000円を特別会計に入れ、ページ42から43の基金積立金で10億9,446万816円を積み立てています。その結果、令和6年度末で基金残高は約396万円増えて、20億1,617万8,624円となりました。こうなった要因は何か、ご説明ください。

2つ目が、決算書のページ38から39ページの保険給付費のところです。被保険者が増え、1人当たりの医療費が伸びている中で、令和2年度から令和6年度で、被保険者がどのように増えて、1人当たりの医療費がどう増えたのか、さらにその結果、医療給付はどう増えたのか、ご説明をお願いいたします。

3つ目が決算書のページ38から39です。保険給付費のところです。30市町村全体では被保険者が増えているのに、6町村は被保険者が減っています。減っている原因は何か、ご

説明ください。

同じく決算書のページ38から39です。柔道整復師、はりきゅうなどの療養費についてですが、療養費は前年度と比べると件数が減り、給付額も下がっています。その要因は何か、ご説明をお願いいたします。

決算書の40から41ページをご覧ください。健康診査委託料です。30市町村のうち、14市町村が集団健診事業を行っています。14市町村になった時期はいつなのか、それ以後、なぜ集団健診を行っている自治体が増えていないのか、ご説明をお願いします。

決算書の40から41ページです。保健と介護の一体的実施に関わってですが、事業の実態がなかなか分かりにくいです。主要施策の成果報告書の20ページをご覧ください。紀美野町が1,329万5,310円の契約になっています。これは、ほぼ海南市に匹敵しています。かつらぎ町の場合は672万4,344円で、紀美野町と比べると半分程度です。こういう差はどうして起こっているのか、どのような違いによって生じているのか、ご説明ください。

最後7点目です。決算書の46ページです。実質収支額30億7,695万4,770円となりました。次期保険料の推計時には、何を考慮して推計が行われるのか、ご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えします。7点あります。

まず1点目、決算書32ページ、第7款、第1項繰入金、第2目基金繰入金で、医療給付費準備基金繰入金10億9,076万4,000円を受け入れ、決算書42ページ、第6款基金積立金で、10億9,446万816円を積み立てた結果、基金残高が約369万円増えて、20億1,617万8,624円となった要因は何かとのご質問です。令和6年度当初予算では、歳出予算の大半を占める保険給付費について、令和5年度から約4.6%の伸びを見込んで約1,610億円を計上し、その財源等として、基金からの繰入金9億7,387万5,000円を計上いたしました。

また、2号補正予算において、保険給付費の増額や、その他歳入との財源更正に充てるため、基金からの繰入金1億1,688万9,000円を増額補正し、約10億9,076万4,000円を受け入れました。

また、基金積立金につきましては、令和5年度からの繰越金約24億8,800万円のうち、国等への返還金の財源に充てた残額等10億9,446万816円を基金に積み立てたものです。その結果、基金残高は令和5年度末、20億1,248万1,808円から369万6,816円増加し、令和6年度末で20億1,617万8,624円となりました。

次に、2点目、決算書38ページ、第2款保険給付費について、令和2年度から令和6年度における被保険者数がどのように増え、1人当たり医療費がどう増えたのか、さらにその結果、医療給付費はどう増えたのかとのご質問です。主要施策の成果等報告書7ページ上段にありますように、年間平均の被保険者数は、令和6年度は17万4,888人であり、令和

2年度の16万2,523人から1万2,365人、約7.6%増加しております。

また、1人当たりの医療給付費は、令和6年度は91万1,252円であり、令和2年度の87万1,802円から3万9,540円、約4.5%増加しております。医療給付費については、令和6年度は1,593億6,708万2,572円であり、令和2年度の1,416億8,781万2,133円から176億7,927万439円、約12.5%増加しております。

次に、3点目です。同じく決算書の38ページ、第2款保険給付費について、県全体で被保険者数は増えているのに、6町村で被保険者数が減少している要因は何かとのご質問です。議員ご発言のとおり、同じく主要施策の成果報告書の6ページ、市町村別被保険者数の状況の表では、県内全体では被保険者数は増えてきておりますが、令和2年度から令和6年度にかけて、6町村では減少をしております。その要因については、推測になりますが、当該自治体では高齢化がピークを迎え、新たに75歳以上に到達する方よりも、75歳以上でお亡くなりになる方が増えている、あるいは生活上の利便や家族との同居等による転出の増加といったことがあるのではないかというふうに考えております。

次に、4点目、同じく決算書の38ページ、第2款保険給付費について、柔道整復、はり・きゅうなどの療養費が下がっている要因は何かとのご質問です。柔道整復等の療養費は、令和6年度が給付額が15億2,616万9,362円、また件数は14万7,586件であり、いずれも令和5年度から減少しています。これは主に柔道整復の減少で、これまででも独自に点検等を実施し、給付の適正化に努めてまいりましたが、令和6年度から県内の国保等の関係者と協力をし、適正化の取組を強化したことによるものと考えます。具体的には、審査体制、患者調査、施術所訪問の強化を図り、保険適用外の施術、長期または頻回に施術されているもの等、疑義があるものに対して確認を強化し、支給、不支給の決定を行っているところです。

次に、5点目、決算書の40ページ、第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、第12節委託料の健康診査委託料について、集団健診が14市町村で実施するようになったのはいつからか、また、それ以後、増えていない要因は何かとのご質問です。まず、集団健診の実施状況ですが、平成29年度に2団体が開始し、平成30年度に9団体、令和元年度に13団体となり、令和5年度以降は14団体において実施されています。健診は、各市町村が地域の実情に応じて実施体制を決定しており、集団健診が増えない要因も様々と思われますが、地域住民の需要、また、自治体職員のマンパワーなどに関係があるものというふうに考えております。

次に、6点目、同じく決算書の40ページ、第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第2目その他保健事業費、第12節委託料の保健と介護一体化委託料について、保健と介護の一体化に係る契約金額の差はどのような違いによるものかとのご質問です。保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務委託の金額については、国から交付基準が示されており、基準に基づいて市町村から計画書の提出を受け、その内容等を確認、協議します。この内容に沿って、年度末に市町村から提出された実績に応じて委託金額が決まります。かつらぎ町と紀美野町を比較すると、かつらぎ町は市町村が定める日常生活圏域が1圏域

に対しまして、紀美野町は2圏域となっていますが、地域を担当する専門職の人物費については、1圏域当たり350万円が基準上限となっています。この範囲で、両町から提出された実績は、かつらぎ町が約110万円に対し、紀美野町が約660万円となっているため、約550万円の差が生じています。差額については、主に消耗品費や委託料等の支出額等の差によるものです。

次に、7点目、決算書46ページの実質収支額が30億7,695万4,770円となっているが、次期保険料の推計時には、何が考慮されるのかというご質問です。保険料の推計に当たっては、これまでと同様、国からの通知等を参考に、被保険者数、1人当たりの医療費、高齢者負担率の変動等を考慮します。以上です。よろしくお願いします。

○議長 再質疑ありませんか。

○東芝議員 はい、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 まず1点目なんですけれども、私が問うたのは、こうなった要因は何かということで、この広域連合の行政として事実関係というのは、答弁、田伏さんが答弁したとおりなんですけれども、そこから先のことを聞いていますよ。そういう事実になったことに対して、広域連合というのは、これをどう分析しているのかと、要因というのはそういうことですよね。だから、会計を運営するときに、主体性を持って自分たちが行っている事業がどういう問題を抱えているのか、どういう点を改善しなければならないのかということを絶えず分析しながら明らかにして事業を行っているはずなんです。ですから、なぜこういうふうになったのかということの問い合わせに対しては、その要因を答えてもらう必要があると。基金があんまり増えなかつたんですね。1年間通じて、結局、私が示したとおり、369万円しか増えなかつたということで、なぜ基金がこの1年間でそれだけしか増えなかつたのかと、一体過去の事例と比べて、何がそういうことを引き起こしたのかというのを聞いたんです。ですから、事実関係だけしゃべっていただいても、答えにはなかなかかなっていないというふうに思いますので、この要因についてご説明をいただきたいと思います。これが1点です。

2点目、この医療費の給付については被保険者も増えたことによって、12.5%も医療費が増えたということで、こういう状況だったら、次期の保険料が極めて厳しいというのを広域連合もお持ちだと思うんです。だから、県に対して、県が持っている基金を、財政安定化基金を活用させてほしいと、保険料をこれ以上上げたくないという意思がそこにありますけれども、この医療費の実績から見て、この今の会計上から言えば、県がこの基金を活用してくれなかつたら保険料を上げざるを得ないと、そういうのが見えてきているのかどうか、お答えをいただきたいと思います。これが2つです。

それから、なぜこの被保険者が減っている自治体があるのかというのは分かりました。それから、柔道整復師とはり・きゅうの関係なんですけれども、不適切な治療を受けているということで、メスが入ったことによって減ったということなんですけれども、こういう取組を一定していったら、そこから先は減らないということになってしまいますかね。そ

こらの実態をもうちょっと踏み込んでお答えをいただきたいと思います。

それから、健康診査の委託料なんですけれども、これは、それぞれの自治体の議会の仕事にも関わってくると思うんです。議員がそれぞれの自治体の状況を把握して、本当に集団健診が必要なのかどうか、後期高齢者の広域連合のほうが補助金を出しているんですよ。それを活用すれば、集団健診にすると被保険者の負担なしに健康診査を行っている自治体も多いです。ですから、そういう住民にとってメリットにつながる可能性を持っていると思うんです。それが30市町村の中で14市町村にとどまって、なかなか変化しなくなっているというところに一つの課題があるというふうに思うんです。それで、お答えをいただきたいのは、広域連合が各市町村を指導するわけにはいきませんから、広域連合として30市町村の中で14市町村しか集団健診を行っていないと、この現状についてもっと進んでいくべきだと考えているのかどうか、お答えをいただきたいと思うんです。その考えというのは被保険者の実態にも関わっていると思いますので、被保険者の健康実態と併せてご答弁をお願いいたします。

それから、保健と介護の一体的実施でよく分からるのは、この単位が例えば紀美野町という田舎でも2単位取ってあって、それだけで人件費が350万円変わってくるということは、各自治体がこの単位を増やして緻密な働きかけを行っていけば、この予算も増やして対応もできるということを示しているのか、一体この金額の差、事業の差というのはどういうことを意味しているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、今後の保険料のことについては、また次のところでもう少しお聞きしたいと思います。以上です。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 12番、東芝議員からいただきました数点のご質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目の決算剰余金と基金との関係についての分析についてあります。予算を立てるときには、基本、給付の見通しを立てて予算を組むわけであります。ただ、当然その年度によりまして、当然患者さんの、患者さんといえば被保険者になりますけれども、受療動向であったりとか、あるいは診療報酬、2年に1回改定ありますけれども、細かい薬価の改定というのも毎年されているかと思います。そういうこともいろいろもろもろ関連して、その給付の見通しとやっぱりどうしても異なるというのは、これも現実としてございます。そのような結果で、令和5年度については繰越金という形で6年度へ黒字として入ってきたと、そのうち国庫負担金等の返還が必要になった部分については、また6年度で返還をさせていただいていると、そういうことが会計上、どうしても繰り返さざるを得ない状況であります。

令和6年度につきましては、先ほども事務局長からお答えしましたとおり、繰入金については年度当初で約9億円の保険料抑制のための繰入れということ、プラスアルファで10億円の繰入れをさせていただいて、その結果として10億円の剰余金、先ほど申し上げた給

付の伸びの関係で約10億円の積立て可能な金額が出ましたので積み立てたと、そういうような形になります。1点目については以上です。

2点目につきましては、次期保険料の関係の見通しについてであります。ちょっと現時点で国のはうから全く通知というのが来ておりません。例年9月の中旬頃に国のはうから通知が来て、1回目の試算というのを行うわけなんですけれども、今年度かなり遅れております。私ども担当のはうも厚労省のはうへ電話をさせていただいて、いつ頃になるのかというようなことも含めて確認をさせていただいているんですけども、今、国のはうからまだ通知のほう、私どものほうへ届いておりませんので、申し訳ございませんが、保険料の見通しについては、ちょっと現状、お答えできないという状況になります。

3点目、柔道整復についてであります。現在進めている取組が、何年か進めていくとどうなるのかということについてであります。和歌山県は全国的に柔道整復に係る療養費が多いということで、始まった取組であります。これから何年か、またこういった形で減っていくとは思われるんですが、当然ある一定の全国の平均並みに落ち着く状況というのは、出てくるかと思います。ただ、それが何年後になるのかというところは、ちょっと現在見通せない状況ではありますけれども、ここ数年、こういった取組を続けていく必要があるのではないかというふうに考えております。

次に、健康診査委託料の集団健診に関わってであります。集団健診も含めて、保健事業と介護予防等の一体化の事業については、市町村の事業と協力・連携しながら進めていくということで、国のはうでも取組を進めよということで、近年、全国的に推進されております。その中で、健診につきましても当然受診率というのは上げていく必要があるというふうに我々も認識しております、担当のはうも、どのような形ですれば受診率が上がるのかということも、それぞれの市町村といろいろ話をさせていただいております。そんな中で、集団健診についてもいろいろご意見もいただくところではあるんですけども、なかなか、先ほども事務局長のはうからお答えさせていただいたように、職員のマンパワーの問題であったりとか、住民のニーズとか、いろいろそういうことを踏まえた上で今の状況にされているという市町村が多い状況であります。いろいろ議会のはうからもこういうお話は、我々も受けているということもお伝えはしておりますんですけども、それぞれの地域で最適な健診の受診できる環境づくりというものについては、我々も間接的に支援はさせてはいただけるんですけども、なかなか強制的にこうしなさいという形で言えない状況であるということについてはご理解願いたいと思います。いずれにしても、受診できる環境づくりというのをどうしていくのかということについては、これからも引き続き、市町村のはうと協議して対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、日常生活圏域についてのご質問かと思います。介護予防の一体化事業については、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、それぞれの市町村の介護保険の事業計画というのがございまして、その中で日常生活圏域というのが定められております。その日常生活圏域の数に応じて、人件費であれば上限幾らというのが先ほども申し上げたように決まっております。なので、その範囲の中でどれだけの事業をするのかというのは、そ

これは市町村の判断になってくるわけなんですけれども、基準額としては、1圏域当たりの金額というのが決まっておりますので、日常生活圏域が多ければ当然基準額の上限というのが多くて、それだけの予算、事業ができるというような仕組みになっておるところでございます。そのあたりの日常生活圏域の考え方については、市町村の介護保険の事業計画の中で位置づけられているものでございますので、ちょっと私どもとしましても、その部分の調整は、それぞれの市町村のほうでご判断いただくという形になると考えております。以上でございます。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい、12番。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 基金の積立ての関係でもう1点だけお尋ねします。

会計運営の結果として、369万円しか基金が増えなかつたということで言えば、令和6年度の決算から言えることは、次期保険料の推移にも関わってくるんですけれども、なかなか厳しい結果になったということでよろしいでしょうか。保険料抑制をしたいと思っていて、この特別会計の持っている基金というのは全額取り崩して、保険料の抑制のために使うというのが基本やと思うんですけれども、それでも、この基金が少なかつたら保険料の抑制がなかなか働かないということにならざるを得んと思うんですよ。その辺の認識はどうなのか、もう少し踏み込んでお答えをいただきたいと思います。

被保険者から悲鳴が上がっています。私ところにも手紙が届いて、妻と2人、75歳以上の後期高齢者というのはそれぞれが被保険者なので、それぞれの状況に応じて保険料が決まつてくるということで、妻の保険料はこれだけ、私の保険料はこれだけになったというて、何でこんなに高いんですかという手紙が来たんですけども、かなり負担が重い状況になってきているというふうに思うんですよ。

そのことは後期高齢者の事務者もよく分かっているというふうに思うんですけども、今年の10月1日から2割負担の人が3,000円上限が取り払われて、医療費2割負担に全員なつちやつたでしょう。この負担もまた重いと思うんですけども、国が予定しているメニューというのはどんどん負担を増やすという方向ばかりなので、本当に大変な状況なので、この369万円しか積み立てることができなかつたということについて、会計上の問題としてどう認識しているか、もう少しお答えください。

それと、健康に関わつての健康診査の件ですけれども、何遍か私、ここで議員をさせてもらって集団健診を制度として実現してほしいということで、もう随分前に集団健診が後期高齢者の事務者のほうから補助金として支給をすると、手を挙げた自治体がそれを活用して行つということで、そのときに課題として提起させてもらったのは、医療機関の乏しいところというのは、一般の人の集団健診と併せて後期高齢者の健診をしないと、なかなかこの健診機会も少ないのでないかということで、そこに着目もされて、この制度ができたというふうに認識しているんです。

その点で言えば、詳しい、私、和歌山県内の医療との関係で、この自治体は本来やつた

らすべきやろうなと思う点まではよく分かっていないんです。分かっていないですけれども、マンパワーが不足しているという点で言えば、かなり議会が頑張らないと、うまいこといかない問題に直面しているのかなというふうに思うんですけども、その点、どんなふうに理解されているのか、さらにお答えをいただきたいと思います。

それとあと1点だけ、日常生活圏域というのは介護保険の関係で決まってしまっているという話でした。それで、メニューの中身については自治体によって大きく違うということなんすけれども、自分ところの自治体に帰って、この保健と介護の一体の事業聞いても、なかなかこの具体的な実態、よく分からないです。一体何をしているのかもなかなか議員としては把握できないんですけども、この広域連合としてたくさん予算を組んで執行しているところと少ないところの差というのは、具体的にどういうところにあるのかという分析は、例えば広域連合としてできないものかと、金額だけ実績報告に書かれてあっても中身が分からないので、そういう分析をぜひともしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 当局より答弁を願います。1点目については決算の範囲でお答えできるところで結構でございます。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

○事務局長 東芝議員の再々質問なんすけれども、まず基金について私のはうから答弁させていただきます。

この準備基金につきましては、性質上、給付が困難になったときに使う基金になっております。この積立てというのは、毎年余った分、給付の繰り越した分を基金に積み立てていて、保険料を算定するときにそれを全部、全額、準備基金を入れて保険料を算定するという形になっています。2年間ですので20億円あれば10億円ずつというような算定をしていますので、たまたま、基金全額の半分ですね、1年分なので、を入れて繰越しが今回たまたま同じぐらいの金額であったということです。なので、剰余金というのは今回の10億円を入れて大体30億円ぐらい、これは大体今までの経緯を見ましても大体それぐらいの金額になっているということでございます。

あと集団健診につきましては、これはもうこれから市町村の方々と話をしながら、マンパワーの部分もあるかと思いますすけれども、協議をしていきたいと思います。

一体化事業については業務課長のはうからお答えさせていただきます。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 介護予防との一体的実施についての中身が分かりにくいということでのご質問かと思います。

議員ご発言のとおり、市町村によって中身というのは全てできるものでもございませんので、例えば、介護予防に関係してくるもので言うと、例えば低栄養であったりとか、あるいは口腔、口の中を清潔にするとか、あるいは転倒予防、足腰の筋力トレーニング的な

ことであったりとか、代表的にはそういういた事業が考えられます。そのような方に対して、リスクの高い方については重点的に保健事業を実施していくというのが基本的な考え方になるわけではあるんですけども、これも先ほどのお答えと重複はしてくるんですが、市町村においては、後期高齢者の保健事業以外に国保の特定健診であったりとか、介護保険の介護予防事業であったりとか、あとは保健師さんが関わってくるところで予防接種であったりとか、いろんな保健事業というのが提供されております。

それだけの事業が抱えている中で、今の配置されている人員等も考え方を抱え合せた中で、事業の選択というのがされているのではないかというふうに考えます。我々としても、後期高齢者の部分についてしっかりとやつてほしいという思いはあるわけなんんですけども、なかなか市町村側でのいろんな課題もありますので、広域連合としてもそういうことをもういろいろヒアリング等で確認しながら、できるところから、あるいは効果の高そうなところから実施していただけるように話し合いをしながら、一体化の事業、一体化実施ということを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長 以上で東芝弘明君の質疑を終わります。

次に、31番、仲江孝丸君の発言を許します。31番、仲江孝丸君。

[仲江孝丸君 登壇]

○仲江議員 串本町議の仲江です。ページ38の第2款保険給付費に関して質疑をしたいと思います。医療施設が充実している自治体と医療施設が不足している自治体の格差が広がっているのではないかでしょうか。物価高などの影響で多くの病院が深刻な経営難に陥り、全国で6割以上の病院が赤字になっています。赤字ではなくても、医師や看護師が確保できず、診療科の縮小や、最悪の場合は閉院に追い込まれる医療機関もたくさんあります。このように、同じ保険料を払っておきながら、給付を受ける機会がどんどん拡大しているという実態について、どのように把握して、どのように考えているのか、説明願います。

○議長 ただいまのご発言につきましては、議案の範囲を超えてるものと思われますが、関連する範囲においてご答弁いただける部分があれば、お願いをいたします。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 31番、仲江議員のご質問にお答えいたします。決算書38ページ、第2款保険給付費に関して、医療施設が充実している自治体と医療施設が不足している自治体との格差の実態、これを把握しているかとのご質問でございます。

市町村によって、1人当たりの医療費に差異があることは私どもも承知しておりますが、その要因としては、当該市町村に在住されている方の人口や年齢、また治療をされている疾患や受療行動、健康状態のほか、議員ご発言の医療施設の数など様々な要因が反映されたものであると考えております。また一方で、医療の提供体制については、医療法に基づき都道府県が、本県では和歌山県が昭和63年以降、保健医療計画を策定し、現在は令和6年に第8次の計画として定められています。その趣旨は、良質かつ適切な医療を効率

的に提供する体制を構築し、住民の医療に対する安心及び信頼の確保を図るため、いわゆる5疾病5事業、最近は5疾病6事業とも言いますが、がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病と救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療の5事業に在宅医療を加えた医療提供の在り方や施策について定められたものでございます。保険者といたしましても、医療体制が整備をされ、加入されている被保険者の方が適切に医療を受けられる環境が確保されることが望ましいと考えていますが、医療格差への対応については、基本的には都道府県が主体となるべきものと考えております。

広域連合といたしましては、先ほど冒頭の開会の挨拶でも申し上げました、また先ほど東芝議員の答弁で業務課長から市町村の現状や課題も説明をさせていただきましたが、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、高齢者の本当に心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が行えるよう、先ほど課題等るございましたけれども、より一層連携をして保健事業を推進するとともに、医療費の適正化を図るために、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられる、健康で自立した生活が送れるように努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様のさらなるご理解、ご協力をどうかよろしくお願いを申し上げます。私からは以上でございます。

○議長 再質疑はございませんか。

○仲江議員 議長、31番。

○議長 31番、仲江孝丸君。

○仲江議員 この保険給付費は、単なるお金と見ては駄目だと私は思うんですよね。このお金は何のために使われているのか、後期高齢者医療の保険料で集めた金を医療の給付に使うということありますから、均一で保険料で集めたものを給付する場合に、格差があるってはならないと考えるのは当然だと思います。

串本町にある有田病院は高齢者を対象に174床の病床を有していましたが、この12月で閉鎖されるというふうになっています。また、串本町内にある9施設の開業医がいますけれども、いずれも医師の高齢化が進んで後継者がいないというところが大半です。こうした実情は、県内各地で起きているんじゃないでしょうか。このことの保障をしないで給付だけ上げていくというのは、この制度そのものがもう破綻していっていると言わざるを得ないと思います。各自治体でのこうした医療格差の広がりについては、もともとあった部分と、それから今さらにそれが拡大しているということを、やっぱりつかんだ上で今後の保険料の算定のときにも、やっぱりそういった点を考慮してやる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 ただいまのご質問は、審議中の議案の範囲を逸脱しているように思います。議案に關係のある質疑に限っていただくようお願いしますが、決算に関連する範囲において、ご答弁いただける部分があればと思いますが。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 仲江議員の再質疑にお答えさせていただきます。先ほど連合長のほうからもお答えがありましたとおり、現実的に医療の格差というか、人口によって医療機関が多いとか少ないとか、そういう実態があるのではということは、私どももそうではないかなというふうに受けて止めております。

しかし、医療提供体制の整備につきましては、先ほども連合長のお答えでありましたように、都道府県において計画を立て、できるだけ格差がないような医療提供体制というのをどうしていくのかという方向性が定められておりますので、保険者としましては、できるだけ適切な、必要な医療が受けられる体制が望ましい、そうあるべき方向に持っていくただけるように願っているところです。

また、保険料との関係についてであります、全県統一の保険料については、これは法で定められておりまして、不均一課税というのは、後期高齢者医療については基本的にできないということになってございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長 申し上げますが、議案と無関係の質疑は認められませんので、議事の円滑な進行のため、発言は議題に即した内容に限ってください。

再々質疑ありませんか。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。31番、仲江孝丸君。

[仲江孝丸君 登壇]

○仲江議員 反対討論を行います。

広域連合長の挨拶の中で、保険料が設立以来値上げを行ってきたという報告がありました。今決算は、6年度の保険料値上げを反映した決算であります。先ほどの質疑で、私は、保険料は均一で取っているにもかかわらず給付のほうに格差が生じているという事実を一部指摘して、そういう状態はつかんでいるのかという質疑をさせていただきました。

しかし、こうした状況を県の責任であるかのように言われて、県と自治体の責任であるかのように言われて、この会議とは関係のないというような内容の答弁だったように思います。私は、この地域の給付、医療に関しての格差拡大については、それを認めるならば、やはり、保険料の徴収においてもそれが考慮されなければならないというふうに思います。

東芝議員の質疑等々もありましたが、保険料の負担を抑えるための努力が十分ではなく、この決算は認定できません。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第4号を採決します。本件は、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第10、議案第14号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第14号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第15号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 2点あります。

1つは、議案書の40ページをご覧ください。子ども・子育て支援事業費補助金がここに組まれております。それで、これ、国のお金なんですけれども、42ページの通信運搬費の中にこの支出が組まれていると。先ほどパンフレットという説明がございました。それで、そもそも論です。子ども・子育て支援金というのと一体何なのか、この制度の特徴を説明していただきたいということです。

2つ目が議案書の41ページの前年度繰越金及び42ページの医療給付費準備基金積立金の関係です。30億7,695万4,770円は、歳出で国庫支出金等返還金と医療給付費準備基金の積立てに振り分けられて支出されます。それで、この令和6年度の決算で基金の状況を見たんですけども、令和7年度のこの会計がどう推移していくかということが次期保険料に物すごく関わってきますので、お尋ねをしたいんですけども、県の財政安定化基金の活用の見通し、努力しているという話はありましたが、この見通しがどうなるのか、明らかにしていただきたいということです。以上です。

○議長 ただいまのご発言につきましては、議案の範囲を超えてるものと思われますが、関連する範囲において、ご答弁いただける部分があればお願いをいたします。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

〔田伏密宏君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質疑にお答えします。3点に分けてお答えさせていただきます。

まず1点目、議案書40ページ、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第12目子ども・子育て支援事業費補助金及び議案書42ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第11節役務費の通信運搬費に関連して、子ども・子育て支援金が導入されるが制度の特徴はどのようなものかとのご質問です。

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和6年の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、令和8年度に制度を創設して、令和10年度にかけて段階的に導入をされまして、医療保険料と合わせて徴収することとされております。この支援金は、国が特別会計を創設し、児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設、乳児等のための支援給付などの財源として活用されることとなっております。今回の補正予算につきましては、制度の周知と理解を深めていただくため、被保険者にチラシを送付するための費用と、その財源となる国の補助金を計上させていただいております。

2点目、議案書41ページ、第8款第1項第1目繰越金の歳出の振り分けについて、議案書42ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第22節償還金利子及び割引料の国庫支出金等返還金の内容と、医療給付費準備基金の残高は幾らかとのご質問です。返還金16億2,255万6,000円の内容は、療養給付費に係る市町村への返還に2億927万5,000円、療養給付費等に係る国及び県負担金の返還に14億1,274万4,000円、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の返還に53万7,000円です。また、医療給付費準備基金の残高は、令和6年度末現在、20億1,617万8,624円です。

次に、3点目です。準備基金の残高を全て会計に入れて保険料を抑制すると、抑制を図るということで間違いないか、また、現時点における次期保険料の推計を明らかにしてほしいとのご質問です。

保険料算定に当たっては、準備基金の年度末の予定残高全額を活用します。また、現時点における次期保険料の推計についてですが、保険料の算定については、毎回国からの通知を基に試算を行っていますが、国からの通知の発出が遅れていること、また、財政安定化基金についても、現在、県と協議中であり、見通しも今のところありません。大まかな保険料の推計についても現時点ではお示しできない状況です。今月予定しております説明会のほうで、国の状況等についても詳しくご説明させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願ひします。以上です。

○議長　　再質疑ありませんか。

○東芝議員　議長、12番。

○議長　　12番、東芝弘明君。

○東芝議員　次期保険料のことについては見通しがないという、まだ立たないということなので、質疑はもうしません。

子ども・子育て支援金の話なんですが、もう既に歳出のほうで、出産育児支援金が決算ベースで言いましたら1億1,630万円も渡さなかんということで組まれております。こ

れに対してもかなり後期高齢者の事務者は怒っていたと思うんですけれども、何でうちの会計からこんなものを出さなあかんのかと。それに輪をかけて、今度は被保険者に子ども・子育て支援金をかけていくと。令和8年度から3年間で、後期高齢者1人当たりの被保険者にかける負担というのは、年間幾らというのは国が数値を示していますよね。それ、よかつたらご紹介をいただきたいのと、これで国民に3年後、1兆円の負担をかけるということになっていますよね。1兆円の負担をかけるのに、子ども・子育ての支援金は1兆円増えずに、5,000億円しか増えないと、こういう指摘も国会でなされています。

それで、お尋ねをしたいのは、なぜこんな普通やったら税金で賄うべき負担のはずなのに、国民健康保険とか後期高齢者の医療保険とか協会けんぽなどのこういう保険料に、子ども・子育て支援金の負担を国はかけようとしているのかと、こんなおかしなことはないと思うんですけれども、一体何でこういうところに負担をかけようとしているのか、分かればご説明ください。

○議長 当局より答弁願います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 2点のご質疑かと思います。

子ども・子育て支援金が大体幾らぐらいになるのかというご質問かと思います、1点目は。それにつきましては、本年3月にこども家庭庁から試算というのが出されています。その中の範囲でということでお答えさせていただきますと、1人当たりの平均月額で、例えば全保険者、後期高齢も含めて全ての保険者の平均では、令和8年度が250円、令和9年度が350円、令和10年度が450円となっております。このうち、後期高齢者医療制度については、令和8年度が200円、令和9年度が250円、令和10年度が350円でありまして、全保険者の中では最も低い負担と、今のところですけれども、推計されております。

それから、2点目のなぜ後期高齢者医療とか国民健康保険に支援金という形で負担が乗せられているのかというところであります。子ども・子育て支援金の趣旨というところになってくるのかと思うんですけれども、国のはうでは、先ほども事務局長のはうからもご答弁させていただきましたとおり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みであるというふうに、国のはうでは言われております。

その財源については1兆円というお話をございましたが、ちょっとすみません、その辺のどれだけかというのはちょっと私ども把握はしていないんですけれども、使い道としては、児童手当の拡充であったりとか、いろんな事業に使われるというふうに聞いております。国の今申し上げた趣旨の中で保険者として負担すべきとされているものについては、申し訳ございませんが、私どもも被保険者の方に説明させていただいて、ご負担をお願いせざるを得ないというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長 再々質疑ありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 答弁いただいているのが、なぜ税ではなくて保険料を選んだのかと、これが答弁いただいているんです。かつらぎ町の事務者の答弁は、税は非課税の人がおるから取れないと、しかし、国民健康保険税にしても後期高齢者にしても、所得がゼロ、収入がゼロであっても、保険料を掛けることができるから、その人にもこの負担をかけることができると、賦課対象が広いと答えたんですよ、税よりも。一体何ですかと僕は思ったんですけども、この税金で本来だったら財源を確保せなあかんものを、国民健康保険とか後期高齢の保険料に負担をかけて、お金のない人からも取りましょうという制度にまずはなっていると。これ確認したんです。お金のない人にまで負担をかける制度になるのかどうかというのが1点。

もう1点が、先ほど答弁にもあったんですけれども、国保と比べると後期高齢の被保険者の負担、軽いんですよ。一番軽いですと言うたとおり。これが国会では大問題になって、一つの制度なのに、保険制度の違いによって、それぞれの被保険者の負担が全然違うと、こういうことを保険料でやってしまったら、公平な負担になれへんということが大問題になったのに、国会では、与党が押し切っていったんですよ。あと賛成したの、維新の会でしたわ。

こういう不合理なことが国会で起こっているということなんですけれども、その答弁としては、保険者の制度の違いがあって、負担に違いが生じてしまうと、これが事実なのかどうなのかということと、税よりも賦課対象が広いと、それが負担をかける目的になっているのかどうか、お答えください。

○議長 ただいまのご質問は本日審議中の議案の範囲を逸脱しているように思います。議案に關係のある質疑に限っていただくようお願いをいたします。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第16号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、東芝弘明君。

[東芝弘明君 登壇]

○東芝議員 1点質疑します。制度にまたがって質問したのに、打ち切られたのは残念でした。

議案書44ページの職員定数についてですが、19人が20人になります。それで、職員の内訳の中には国保連合会から派遣されている方がいて、午前中も紹介されていました。今回20人になりますが、内訳はどうなるのかということと、国保連合会から派遣されている職員の身分や給料の形態はどうなっているのか、ご説明ください。以上です。

○議長 答弁願います。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、田伏密宏君。

[田伏密宏君 登壇]

○事務局長 12番、東芝議員からのご質疑にお答えします。

定員が19人から20人になるが、職員の中には国保連合会から広域連合に派遣されている職員がおり、内訳はどうなるのか。また、国保連合会から派遣されている職員の身分や給料の形態はどうなっているのかとのご質問でございます。

現在、広域連合の常勤職員19人のうち、市町派遣職員が16人、国保連合会派遣職員が3人で、今回ご提案しております1人の増員につきましては、国保連合会に依頼をしたいと考えており、内訳としましては、市町派遣職員16人と国保連合会派遣職員4人の20人となります。

また、国保連合会派遣職員の任用形態でございますが、任期付職員として任用しております、給与の形態につきましては、市町派遣職員と同様に、派遣元である国保連合会の規定により国保連合会で支給し、年度末に広域連合から国保連合会へ人件費相当額を負担金で支払いしております。以上です。

○議長 再質疑はありませんか。

○東芝議員 はい。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 16と4ということで、国保連合会については任期付職員ということですから、正規職員であることは間違いないと、公務員の資格を持つということなのかどうかということと、もう一つは、この任期が何年という設定になっているのか、お答えください。

○総務課長 議長、番外。

○議長 総務課長、中田智也君。

○総務課長 12番、東芝議員からの再質疑にお答えいたします。

まず任期付職員なんですけれども、常勤職員という位置づけですので、いわゆる正規職員という形になります。

もう1点ご質問いただきました任期につきましては、3年の任期で設定をしてございます。以上でございます。

○議長 再々質疑はありませんか。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第16号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めるについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第17号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は3時40分といたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第14、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、薮浩昭君の退席を求めます。

[薮浩昭君 退場]

○議長 当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めるについて」でございますが、現在欠員となっております広域連合議会議員のうちから選出する監査委員として、新たに薮浩昭議員を選任いたたく、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の

同意を求ることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決しました。

〔斎浩昭君 入場・着席〕

○議長 次に、日程第15、請願第3号「次期保険料の引き下げを求める請願書」を議題とします。紹介議員の趣旨説明を求めます。12番、東芝弘明君。

〔東芝弘明君 登壇〕

○東芝議員 読み上げて提案にかえさせていただきます。

次期保険料の引き下げを求める請願書。2025年9月11日。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、杉本博美殿。請願人、和歌山市小松原通3丁目20和歌山県教育会館1階、和歌山県社会保障推進協議会代表幹事、佐藤洋一。紹介議員、東芝弘明、仲江孝丸。

請願の趣旨。社会保険料負担が重過ぎるという問題が参議院選挙の議論の中でも注目されました。現役労働者は実質賃金が下がり続け、重い社会保険料負担や税負担で暮らしが厳しい状況です。高齢者世代は、年金はマクロ経済スライドの導入によって上がらない仕組みがつくられ、後期高齢者医療保険料や介護保険料の負担がのしかかり、生活が苦しくなっています。加えて、今の異常な物価高騰がさらに追い打ちをかけようとしています。

このように、社会保険料負担の軽減は老いも若きも全ての国民に共通する課題であり、政治がこの問題に向き合って解決を図ることが求められています。後期高齢者医療保険については所得の低い被保険者が多数を占め、そのため公的支援がなくては成り立たない保険制度です。この間政府が保険財政における高齢者の負担割合を増やす施策をとってきたために保険料は大幅に引き上げられてきました。2024年度、25年度の保険料は所得割率が1.71%引上げ（2024年度に限り一部軽減税率適用）、均等割が4,111円もの大幅な引上げが行われました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の保険料負担の軽減を図ることを求めて、下記の事項を請願します。

請願事項。1、財政安定化基金の活用等により、次期保険料を抑制すること。2、保険料を安定的に引き下げられるよう、国庫負担の引上げを国に求めること。以上でございます。

何とぞ、ご審議、採択してくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で説明が終わりました。

ただいま議題となっている日程第15、請願第3号「次期保険料の引き下げを求める請願書」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。31番、仲江孝丸君。

[仲江孝丸君 登壇]

○仲江議員 賛成討論を行います。

我々は、住民の声を議会に届ける必要があります。制度発足後、際限のない値上げが続いている、このあたりで歯止めをかける必要があります。来年度より、子ども・子育て支援金が上乗せされ、そして、米価の高騰に代表される物価上昇から、高齢者の生活をこれ以上切り詰めさせてはならないと考えます。そういう趣旨から、この請願に賛成いたします。

○議長 ほかに討論ありませんか。

○古川議員 議長。

○議長 討論があるようですので、申し合わせ事項の規定に従いまして、通告書を提出する必要があるため、着席のまま、暫時休憩をします。

午後3時48分休憩

午後3時48分再開

○議長 再開します。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。1番、古川祐典君。

[古川祐典君 登壇]

○古川議員 請願第3号「次期保険料の引き下げを求める請願書」につきまして、反対の立場で述べさせていただきます。

現在の社会情勢、非常に厳しい中、高齢者の収入が低いとか、そういう形の中、様々な形の財政も厳しい中で、国庫負担の引上げを国に求めるということに対しては、ある一定理解を示すものではありますが、連合長からもご挨拶がありましたように、17万6,000人に増加をしていると、今年度はいわゆる団塊の世代も全員75歳以上となり、被保険者数もピークを迎え、加えて高額療養費制度の見直しに係る協議は続けられているとされております。

そういう意味からも、次期保険料の改定については様々な議論がある中でも、三浦連合長からも安心した医療制度をこれからも提供していくとする中で、直接、今日の議案のほうにもありましたように、財政安定化基金の活用等で、次期保険料を抑制するとありますが、これがすぐにというわけには、まだまだ議論が必要かなど、このように思う次第であります。

加えまして、保険料を安定的に引き下げるようとなっておりますが、これにつきまして

も様々な議論、そして、今冒頭にもありましたように、財政安定化基金というのはまだまだ議論が必要である中で、安定的に引き下げるようという文言に対しましては、容認できるものではございません。

安定的に制度の維持、加えて医療費も1.5倍、件数も1.5倍になると議案の説明もあった中で、冒頭から保険料を上げるというふうにしているわけではなく、様々な形の中で事務局のほうも努力していっている中で、連合会のほうも努力していっている中で、頭から値上げをするという姿勢ではないと察しております。

そういうことからも、安定的に引き下げるよう、保険料の引き下げということに対しましては、容認できるものではございません。

以上をもちまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、請願第3号を採決します。本件については、請願のため、起立採決とします。本件は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。本臨時会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、ご協力に深く感謝を申し上げます。秋冷の折、議員並びに当局の皆様方におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くださらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、御礼のご挨拶といたします。ありがとうございます。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○広域連合長、三浦源吾君。

[三浦源吾君 登壇]

○連合長 閉会に当たり、お許しをいただき、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実と安定した医療の給付に努めていく所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。結びに、議

員の皆様には、秋冷の折、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長 これにて、令和7年10月6日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議長 三栖 慎太郎

前議長 杉本 博美

前副議長 阪上 博行

署名議員 野口 恭久

署名議員 溝口 耕太郎